

広報あびら 祝 100号

表紙 広報あびら第 100 号の
発行を迎えました

広報あびら 100 号までの軌跡 2 頁
『あびら まちづくりファンド』を創設 4 頁

目次

東胆振の広域連携に向けて	7 頁	臨時福祉給付金・子育て世帯臨時 特例給付金のお知らせ	16 頁
ひと月のアルバム	8 頁	国民年金からのお知らせ	18 頁
あびら回顧録（平成 18 年編）	12 頁	後期高齢者医療制度のお知らせ	19 頁
今月の 1 枚・サークル紹介	13 頁	お知らせ	20 頁
こんにちは 保健師です⑭	14 頁	休日当番病院・戸籍の窓口から	28 頁
追分高校です⑫	15 頁	元気に大きくな～れ！	30 頁





「広報あびら」で振り返る

～100号までの軌跡～



2009年7月号 No.40 2008年9月号 No.30 2007年11月号 No.20 2007年1月号 No.10 2006年4月号 創刊号



2009年 7月4日 第1回あびら夏！うまかまつり開催（～5日） 7月11日 安平地区に「あびら交流センター」オープン	2008年 2月10日 雪ダルマプロジェクト 安平町産の雪ダルマ、ブラジル（サンパウロ）で披露	2007年 4月25日 デイブインパクトに町から特別栄誉賞 11月19日 安平小学校開校100周年記念式典・祝賀会	2006年 3月27日 安平町誕生 5月1日 安平町初の議会開催 9月23日 第1回あびらどろんこまつり
---	--	---	---





2006年3月27日、追分町と早来町合併し「安平町」が誕生。

翌月の4月から「広報あびら」の発行が始まり、8年と4か月という長い月日を経て、2014年7月号をもって記念すべき100号目の発行となります。

これからもご愛読、よろしくお願いします。



2013年9月号

No.90



2012年11月号

No.80



2012年1月号

No.70



2011年3月号

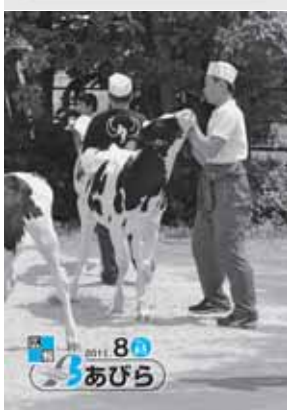
No.60



2010年5月号

No.50

2014年	4月1日	新学校給食センター 供用開始
	7月5日	広報あびら7月号発行 (100号目)
2013年	9月2日	まち・あいステーション『ラピア』オープン
	6月10日	ページ開設 デマンドバス運行開始 安平町フェイスブック
2012年	2月11日	富岡小学校106年の 歴史に幕
	5月11日	第1回ノーザンホース パークマラソン開催
2011年	4月1日	はやきた子ども園開園
	5月11日	第1回ノーザンホース パークマラソン開催
2010年	4月1日	はやきた子ども園開園
	5月11日	第1回ノーザンホース パークマラソン開催



町民の皆さまの自主的な活動を応援

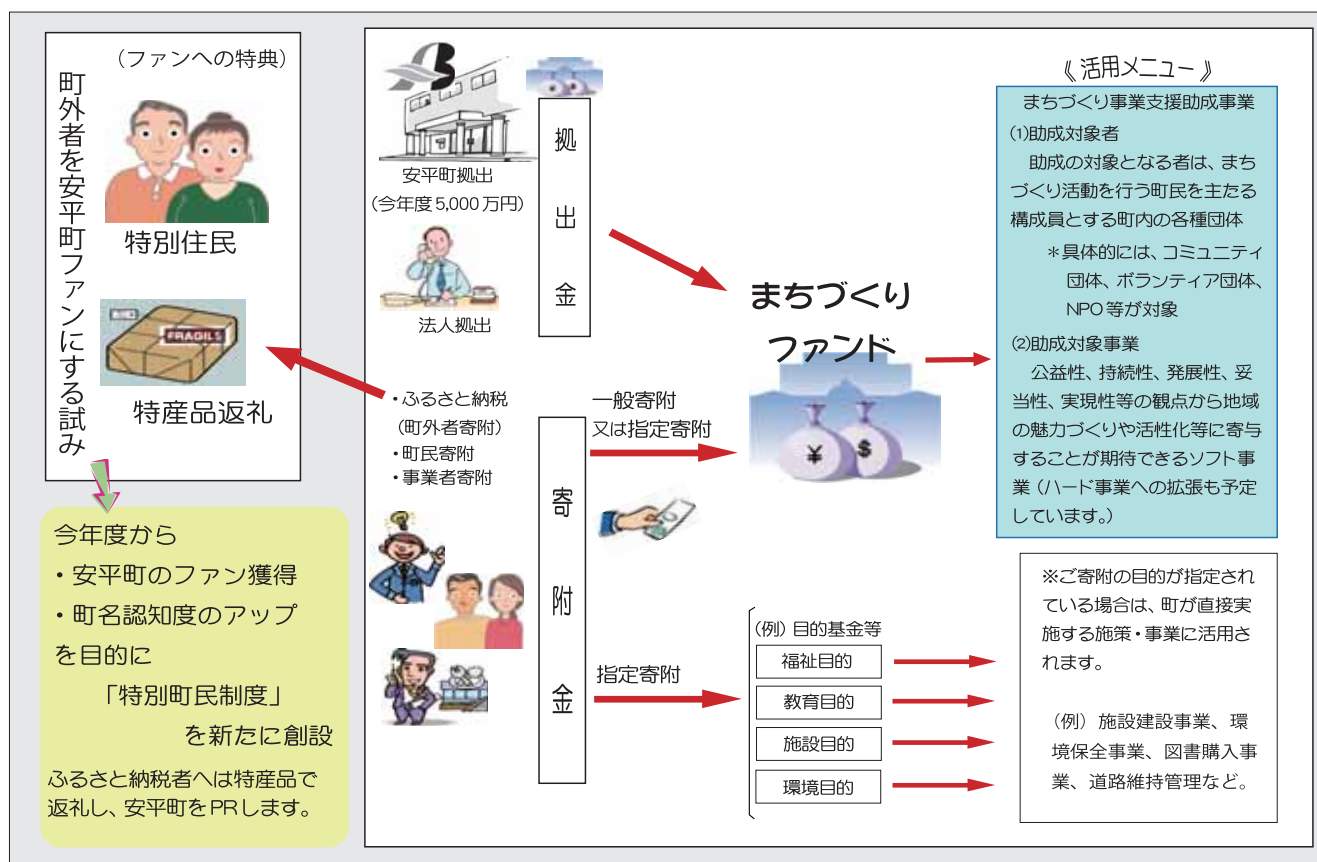
町民の 町民による 町民のための資金

創設 あびら まちづくりファンド

町では、町民が自主的に取り組むまちづくり活動を応援する資金として、「あびらまちづくりファンド」を創設しました。

このファンドは、町や民間法人からの拠出金を原資として、町民が主体となって行う様々なまちづくり活動に対する助成事業の財源となる資金。また、町民・町外在住者・企業などからいただく町に対するご寄附も合わせてこのファンドに積み立てられ、助成事業の運用資金として活用される仕組みとなっています。

「まちづくりファンド」イメージ図



*町の他の基金（貯金）とは違い、町民の自主的な活動に対する助成事業以外で町が他の用途に取り崩すことができないルールとしたため、まさに「町民の 町民による 町民のための資金」と言えます。

今年度は、町民団体活動を支援するため併せて新設された「安平町まちづくり事業支援交付金」（6 ページに募集要領を掲載）の財源としてこのファンドが活用されます。さらに今後はこのファンドを活用した助成事業の拡大を目指していきます。

まちづくり事業支援交付金って何かな？

町内の各団体等が行う事業や活動に対する事業支援のため、町から交付金を交付します。



地域づくり、ボランティア団体等の育成事業や地域振興のためのイベント事業、地域文化の継承・活用のための事業など、まちづくりへの積極的な参加を促していくことを目的として取り組む事業に対し交付する制度です。

（例）ビューティサポート R234（写真右）
ワイワイ祭り（写真下）



▼「安平町まちづくり基本条例」の詳細は、広報あびら9月号から特集記事で紹介する予定です。

ーまちづくりは町民の皆さまと行政の協働でー

町では、みんなで協働して、活力のある住みよいまちづくりを進めていくための基本ルールとして「安平町まちづくり基本条例」が昨年12月に公布されました。（施行は本年中を予定）

この安平町まちづくり基本条例では、町（役場）の責務として町内団体活動を積極的にサポートすることが規定されています。

地域や町民の皆様のニーズが多様化している今、地域に合ったまちづくりを実現するためには、自治会・町内会をはじめ、公益目的であるNPO法人や任意団体など、様々な町内団体が自主的にまちづくりに取り組んでいただくことが重要であり、すでに様々な団体で特色ある取組みが進められています。

今回創設した「あびら まちづくりファンド」「安平町まちづくり事業支援交付金」など財政的支援だけではなく様々な支援を通じ、自主的な活動の促進や地域コミュニティの活性化を目指し、町民の皆さんを応援していきます。

「あびら まちづくりファンド」活用事業
「まちづくり事業支援交付金」制度の
申し込みを募集します



募 集 要 領

【交付対象事業】

- ①地域づくり、ボランティア団体等の育成事業 ②地域振興のためのイベント事業
③地域文化の継承・活用のための事業 ④地域資源を活用した事業

【交付対象者】 町内に住所を有する方を中心に構成されるコミュニティ団体、ボランティア団体など

【交付の金額】 交付金の上限は50万円・下限は5万円で、助成対象事業経費の8/10以内

例) 事業費62万5千円以上の場合、8/10で限度額の50万円
事業費30万円の場合、8/10で24万円

【受付期間】 8月22日(金)まで

- 【その他】 ①交付対象事業や申請方法など、詳しい内容のお問合せは下記まで。
②今回の募集期間内に応募出来ない団体でも、随時ご相談ください。

Q 1 対象となる団体は？

会員数が3名以上であり、役員組織(会長・会計担当)が団体規約で定められている町内団体が対象です。なお、その会員の過半数以上が町外在住者の場合や実態を確認できない団体は対象とはなりません。

例) 自治会・町内会等、NPO法人、福祉・教育などのボランティア団体など

Q 2 対象となる事業は？

団体活動の一環として行われる次の事業が対象となります。なお、対象となる事業の範囲を町民の皆さまのご要望に応じて広く支援したいと考えているため、あらかじめご相談ください。

対象事業	対象経費	事業例
地域づくり、ボランティア団体等の育成事業	団体の育成等を目的とした各種事業に必要な経費	◇ボランティア活動研修会やスキルアップ講習会の開催など
地域振興のためのイベント事業 (新規事業のみ対象)	イベントを実施するための準備、運営経費	◇広く町内外の住民を対象とした地域活性化を目的とする次の新イベントの開催など ・コミュニティ団体等による新たな交流イベントの開催(過去から開催されている地域イベントであっても「〇周年記念」など節目事業として規模を拡大する場合は対象) ・新たな文化・スポーツイベントの開催
地域文化の継承・活用のための事業	地域文化の継承や活用を目的とした事業に必要な経費	・歴史探索ツアーなど、町内外の住民に安平町の歴史や文化を紹介し、これらを継承することを目的としたイベントの開催など
地域資源を活用した事業	地域資源を利用した活動に必要な経費	・地域内の自然環境を活用した子ども向け体験事業の開催など

ただし、次の場合は対象事業とはなりませんので、ご注意ください。

- ①全体事業費の40%以上が飲食経費となる事業
②対象経費の大半が物品の購入や備品の修繕など、イベント等の開催に直接かわりの無い経費に充てられている事業
③宗教的な要素が強い事業
④この交付金以外に、町から他の補助金・交付金制度から助成されている事業

【申込み・問合せ】 まちづくり推進課 まちづくり推進グループ ☎2514

東胆振の広域連携に向けて 定住自立圏構想

問合せ 企画財政課企画グループ
☎ 22751

定住自立圏構想って何？

定住自立圏構想とは、地方圏における人口減少や高齢化等を踏まえ、生活機能の確保や地域住民の利便性の向上など、圏域ごとに「集約とネットワーク」の考え方にに基づき圏域の市町が互いに連携協力することで、圏域全体の活性化を図ることを目的として平成21年度に制度化された広域連携の取り組みを言います。

安平町の状況は？

安平町における定住自立圏構想については、苫小牧市・白老町・厚真町・むかわ町・安平町の1市4町で構成される東胆振広域圏振興協議会において、これまで協議検討が行われてきました。5月23日に開催された平成26年度東胆振広域圏振興協議会総会で、1市4町による東胆振広域圏として定住自立圏構想を推進することで合意したところです。

今後は？

今後は、苫小牧市による中心市宣言が行われた後に、関係自治体は一定の手続きを経て、中心市との定住自立圏形成協定を締結することとなります。また、協定締結後には連携協力して行う具体的な事業計画「共生ビジョン」を策定することとなりますので、取り組み内容など協議が整いましたら改めてご紹介をしていきます。



ポイント

日本は、人口減少社会に突入し、少子高齢化が急速に進んでいます。今後、三大都市圏を除いた地方圏では特に大きく人口が減少していくと予想されます。こうした地域を取り巻く課題や環境変化に対応するため、中心市と周辺自治体が互いに連携協力することで、「暮らしやすい」魅力的な圏域の形成を目指すものです。

●中心となる市（中心市）とは？

生活に必要な都市機能など一定の集積があり、自らの住民のみならず、周辺自治体の住民もその都市機能を活用している都市のこと。（人口要件などいくつかの条件があります。）

※都市機能：中核的な医療機関のほか、福祉機関、教育機関、交通機関、公的機関など

●周辺自治体とは？

中心市と近接し、経済、社会、文化又は住民生活等において密接な関係がある市町村のこと。

道内の取り組み状況

北海道内では、下記の圏域をはじめ計9圏域において定住自立圏形成に伴う協定締結が行われています。（H25.12.25 現在）

圏域名	構成自治体
西いぶり定住自立圏	室蘭市（中心市）、登別市、伊達市、豊浦町、壮瞥町、洞爺湖町
北しりべし定住自立圏	小樽市（中心市）、積丹町、古平町、仁木町、余市町、赤井川村

6月のできごと

いざという時に備えて

6月4日、早来栄町にある
デイサービスセンターサック
ルとグループホームさかえ、
役場による合同土砂災害防災
訓練を実施。

全国統一の土砂災害防災訓
練に合わせて行われたもの
で、役場を交えた訓練内容に
清水施設長は「役場と一緒に
取り組めたことはありがたい
こと。これからも、防災に対
する危機感を持ち続けていき
たい」と話してくれました。



味良し！形良し！

6月6日、野菜共同集出荷
場でカンロの初出荷が行われ
ました。

2戸の農家によって8箱が
出荷。初出荷となった石田繁
春さん、岩倉啓一さんから
は「天候に恵まれて、味もサ
イズも良いものが出来た」と
話をうかがうことが出来まし
た。

翌日行われた、札幌市中央
卸売市場での初競りでは、1
箱1万円の価格がつけました。

町内の魅力再発見

6月11日、町内にある資源
や魅力を再発見する「春の
シャッターチャンス！あびら
菜彩発見ツアー」が実施され
ました。

参加者は、ノーザンファームや菜の花畑、給食センターを見学。広大な敷地のノーザンファームでは、ディープリンパクトも使用し鍛えた調教施設を見学し、名馬も利用したことを知った参加者からは驚きの声が上がっていました。



将来に活かす経験

6月12、13日、追分高等学校2年生を対象にした職場体験学習が行われました。

5名の生徒を受け入れた追分保育園では、子ども達と遊んだり、ご飯を食べさせるなどを体験。普段できないことを体験した生徒からは「疲れるけれど、それ以上に楽しい。」と話してくれました。

就職や進学を控える高校2年生にとって、将来を考える時間となったのではないのでしょうか。



綺麗な乳牛はどれだ

6月13日、北海道ホルスタイン共進会場で平成26年度JAとまこまい広域ホルスタインショウが行われました。

ホルスタインショウは、乳牛の骨格や胴の長さ、乳房など様々な要素から美しい牛を選ぶコンテストで、今回は苦小牧市、厚真町、安平町の1市2町から12戸の生産者、29頭の乳牛が参加。

安平町の生産者は、8つの部門のうち5部門で1席を獲得しました。



赤い花の成長を祈って

6月10、18、19日に鹿公園と追分公民館横の畑で「赤いひまわりの植栽事業」が行われました。

本事業は赤いひまわり百万本の会と町の共催で行われ、追分小学校、中学校、高等学校の生徒らが参加。18日には、追分公民館横の畑で追分高等学校の全校生徒が、1500本の苗を植えました。

花の見ごろは、8月に入ってからとのこと。綺麗な花を咲かせるといいですね。



国際色で彩る花壇に

6月22日、およそ150名が集まり、瑞穂ダム植樹祭が実施されました。

平成17年から瑞穂ダム周辺の植樹活動を続ける瑞穂ダムドリムランド・カントリークラブは昨年、安平町と同緯度に位置する日本と国交を持つ全17か国の輪を象徴する証として「友好の碑」を建立。「景観を守るためにも、こうした活動を継続していきたい」と同クラブ会長納口氏は話していました。



ボール追いかけ

もう1点！

6月22日、少年サッカー大会「第3回はいチーズ！ニコニコカップ」が、はだしの広場で開催され、集まった24チームが熱戦を繰り広げました。

町内から参加したチームの結果は次のとおりです。

- ・ 14歳以下 3位早来中A
- ・ 11歳以下 3位早来フェリーレFC
- ・ 8歳以下 2位早来フェリーレFC



栄えある受章 おめでとうございます

春の叙勲「瑞宝単光章」を受章

漆坂與作氏

氏は、昭和42年2月に早来消防団（現安平消防団）遠浅分団入団以来、38年2か月という永きにわたり、消防団業務に精励され、安全で住みよい町を守るため、消防団活動に献身的な努力を捧げてきました。

昭和56年、全道各地を襲った台風12号による水害のほか、工場火災や住宅火災時においては、常に第一線に出動し、適切な災害現場指揮者として卓越した統率力を発揮、被害を最小限に抑えたことは、氏の豊富な知識と適切な判断力が活かされた証であります。

また、著しい社会情勢の変化に順応して行くため、熱心に団員の育成指導を務め、消防設備の充実に力を注いでこられるなど、消防体制や消防行政の強化にも尽力されてきたことが評価されての受章となりました。





早 来 中 学 校



運動会・体育祭

町立幼稚園、各小中学校では運動会・体育祭が行われました。

本番で良い結果が出るようにと、練習を重ねてきた結果は果たして！？

競技に挑む真剣な姿をお届けします！



追 分 中 学 校



追 分 小 学 校



安 平 小 学 校





遠 浅 小 学 校



早 来 小 学 校



追 分 幼 稚 園



は や き た 子 ど も 園



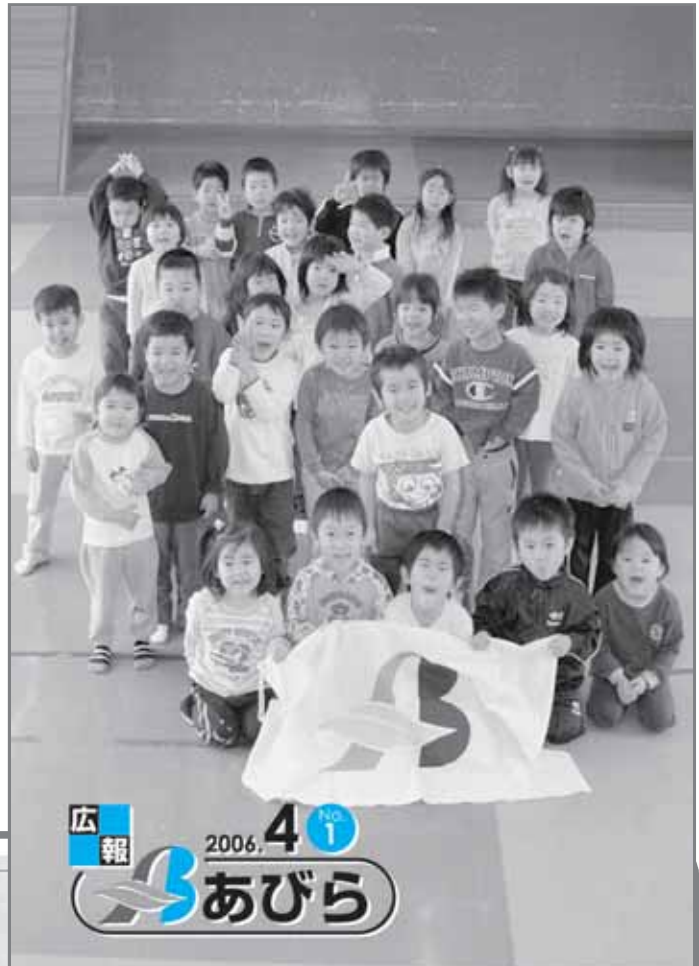
あびら回顧録

～平成 18 年編

できごと トリノ五輪女子フィギュア荒川静香金メダル／日本銀行ゼロ金利政策解除
 流行語 イナバウアー／格差社会／メタボリックシンドローム
 歌 粉雪（レミオロメン）／純恋歌（湘南乃風）
 テレビ Dr. コトー診療所／西遊記
 映画・書籍 武士の一分／父親たちの星条旗／国家の品格／ハリー・ポッターと謎のプリンス

平成 18 年 4 月「広報あびら」第 1 号発行。
 この時、表紙を飾った子ども達は、今や中学生。
 変わらぬ笑顔で、いつまでも輝いていて欲しい
 ですね。

平成 18 年 3 月末人口
 9,300 人（男：4,628 人／女 4,672 人）



安平町誕生

平成 18 年 3 月 27 日「安平町」が誕生。
 役場早来庁舎前では、新町旗掲揚が行われ、昭和 27 年の分村から 53 年を経て再び一つとなり、新しいまちづくりを目指してスタートしました。

3月27日、安平町が誕生し、役場早来庁舎、追分庁舎の両庁舎で執り行式では職員が見守る中、新町旗掲揚と、出口町長職務執行者が挨拶を想のくらしの笑顔が広がるぬくもりのまちを基本に、町民のみなさんがせるまちづくりをしていかなければそれぞれの地域で培った文化や伝統をい協力し合い新生安平町を築いて、安平町役場としての新たなスタート

新たな歴史の
始まり

◀このページに関するお問い合わせは総務課情報グループ（☎2511）まで

(今月の1枚)

学校給食

今月の1枚は、4月から供用を開始した安平町学校給食センターで作られている「学校給食」です。

大人も満足

春のシャッターチャンス！あびら菜彩発見ツアーの昼食として食べた学校給食。当日の献立は、玉子うどん・きのこの信田煮・ごぼうサラダとミニトマト・牛乳。正午を回っていたこともあり、皆さんおなか为空いていたようで、箸が進んでいました。

食後にお話をうかがったところ、「あれだけ食べられたらお腹いっぱい」「想像よりも美味しくてビックリした」など今の学校給食に満足していた様子がうかがえました。

学校生活の思い出

私自身もその一人なのですが、小中学生時代の思い出に「給食」というものが

残っている方も多いのではないのでしょうか。

学校は取材の機会が多く、その時に「学校生活での楽しみ」を聞いてみたりもするのですが、よく返ってくるのが「友達と遊ぶこと」「給食の時間」の二つです。世



代に関わらずこれからまたくさんの思い出が、この学校給食で作られていくのでしょうね。

しっかりと給食を食べて、健康で強い身体を作りましょう！

こんな活動しています

サークル紹介

バレーボール少年団
アクティブ

連絡先 若松由紀子さん
☎ 22-4147

卒業生は地区選抜メンバーに抜擢されるほどの選手を輩出している、バレーボール少年団「アクティブ」を紹介します。

メンバーは、町内小学生の女の子たち16名。練習前はアイドルグループの真似をしながら軽くウォーミングアップ。「元氣よく・楽しく・愛されるチーム」を目指し、礼儀はもちろん、掃除や靴を並べる習慣まで身につくようにと、監督7年目となる若松氏の指導も手抜きがありません。

昨年は、全道ベスト8にラ



ンクイン。主要メンバーが卒業した今、6年生が一人ということもあり、3、4年生を中心に一からチーム作りをしている真つ最中だそうです。今年の目標は、秋に開催される道南リーグへの出場。2年後はベスト4、3年後はぜひ優勝を、と一歩一歩ステップアップできるような日々頑張っています。

○練習日 週4回(月、火、水、木曜日・16時～19時)
○場所 早来小学校・追分小学校体育館

町内で活動するサークル・団体の皆さん 広報あびらでPRしませんか？

広報あびらでは、町内で活動している団体を紹介しています。活動の紹介やメンバー募集など、PRしたいことがありましたら、下記までご連絡ください。

※取材日などについては、調整させていただきます。

※営利目的、また法人、政治、宗教活動などについては、掲載をお断りさせていただきます。

問合せ 総務課情報グループ ☎ 22-2511

こんにちは 保健師です

安平町に入職してから数十年を経て、この町が故郷になりました保健師長の杉田です。

安平町の保健師は保健・介護・早来住民サービスグループの、3つのエリアで活動しており、町民の皆さんにたいへんお世話になっております。これからも、よろしくお願ひ致します。

膚から熱を逃がすことで、体温の上昇しすぎを抑えています。

体温の調節機能がうまく働かず、体内に熱がこもり、体温が異常に上昇することによって熱中症は発症します。

重症化すると死に至る可能性もありますが、正しい知識と適切な行動で防ぐことができます。

脱水の主な症状

▽のどが渇く

(慢性的な脱水は、渇きを感じなくなることもあるので注意が必要です。)

▽食欲が低下する

▽体温が上がる、疲れやすい

▽尿量が減る、頭痛、手足の震えなどです。

危険！子どもと高齢者の脱水症状

今年の夏は極端な温度変化によって体調管理が必要となつていますが、暑い夏を元気に乗り切っていただくために、夏の健康管理についてお話しします。

こわい脱水症・熱中症

人の身体は、常に熱を作り出す一方、汗をかいいたり、皮

注意しましょう。

高齢者では、代謝機能が低下して、基礎的な体力低下があつたり、のどが渇いた自覚が鈍くなり水分の摂取量が減っていることなどが要因となつて、気づかないうちに脱水症状が進行していることがあります。

熱中症の例

熱中症は、安平町内の身近なところでも起こっています。



近年、一人暮らしの高齢者が、室温40度の窓を閉め切つた部屋でもうろうとした状態で発見されました。

その方は外からの問いかけにニコニコ応じているように見えたのですが、既にその返答や行動はちぐはぐなものだったのです。ご近所からの通報により救急搬送され、大事に至らずに済みましたが、救急隊員が駆けつけた時は、体温が上昇し、立ち上がることもできなかつたそうです。

また、暑い日に外で作業を行い、短い時間で切り上げずつもりがついつい長時間にかり、脳梗塞などの発症につな

がつてしまった方もいます。熱中症は短時間で急速に重症になることがあるため、その危険を認識しておくことが必要です。

【熱中症の症状】

軽度：数秒間の失神、脈拍が速く弱くなったり、顔色が悪くなったり、呼吸回数が増加したりします。

中等度：めまい感、疲労感、虚脱、失神・吐き気、多量の発汗。

重度：意識障害、おかしい言動や行動をしたりすることがあります。

立ちくらみがしたり、筋肉がこむら返りを起こしたり、汗が吹き出るようなときは、熱中症の初期症状です。すぐに涼しい場所に避難し、水分と塩分を補給しながら体を冷やしましょう。水分がとれない・意識や気分がおかしい場合には、救急車を呼びます。

軽症の段階で発見し手当てを行うことが大切です。

自らできることに気をつけ、暑い夏を快適で安全に過ごすください。



①こまめな水分補給

一日1～1.6ℓの水分摂取が必要です。のどの渇きがなくても定期的な水分摂取をこころがけ、暑い場所に出る前後、スポーツや野外作業、入浴前後、就寝の前後に必ず水分をとりましょう。大量の汗をかいいた時は、合わせて少量の塩分を摂るとよいでしょう。

②暑さを避ける

日差しの強い時間の外出はできるだけ避け、外出時は日陰を選んで歩きましょう。日傘や帽子は必需品です。屋内でも涼しくするために風通しをよくし、扇風機などを利用しましょう。室温と外気温との差は5～6度以内にしましょう。

追分高校です



公立高等学校説明会を開催

6月17日

追分、早来各中学校の3年生を招いて「安平町の中学生のための公立高等学校説明会」を本校で開催。

全体会では、三浦校長先生から、公立高校の種類と特色等についての説明をはじめ、「高校とは何をするところか」などのメッセージが流れる中、本校の生徒の様子が映像で流れました。

説明会の後半では、学力向上に向け新規に導入されるインターネットを活用し

た電子学習システム「eラーニング」を体験し、全体会の締めくくりは生徒会長の挨拶。「追分高校で自分は成長した」と、高校の先輩として熱く語りました。



追高＝一人ひとりが主役の学校

追分高校は、少人数だからこそ、強い絆で結ばれた仲間と出会え、誰もが主役になれる学校です。

追分高校の教職員は、生徒一人ひとりをかけがえない存在として認め、3年間かけて、自律した18歳に育て上げます。

追高＝一人ひとりを伸ばせる学校

皆さんのご意見をお寄せください。

北海道追分高等学校では、学生たちの日々の活動や学校の取り組みなどをまとめた「追高エピソード」を不定期に発行しています。

これまで、安平町の皆さんに追分高等学校について多くのことを知っていただくため、生涯学習だより「きらり」で学校行事や学生の活動などについて紹介してきましたが、今回から広報あびらに掲載させていただくこととなりました。ぜひ、ご一読ください。

追分高校のサポーター

今回は追分高校にかかってきた1本の電話の内容を紹介します。

6月20日（金）放課後、職員室の電話が鳴りました。追高の近所の方からの電話でした。

「もしもし、教頭先生いらっしゃいますか。生徒さんのことでお話ししたいことがあるんです。」初老のご婦人の声でした。

『昨日の朝、家の前で花壇の草むしりをしていたところ、人の気配がして顔を上げると「こんにち」って挨拶されたんです。少しお話しする中で、追分高校に登校途中の女生徒さんだと分かったんです。その自然な笑顔や話ぶりから『優しい気持ちのある子だな。家庭と学校がうまくいっているんだな』と感じました。何より、見ず知らずの子に挨拶されて、大変いい思いをさせてもらいました。だから電話したんですよ。』

最近の追分高校の生徒さんは変わってきましたね。先生方のご指導がいいんだと思います。以前は花壇を踏まれたり、傘で花を散らされたり、全体を見ると「ちょっとどうかしら？」っていう時期もありました。でもね、個々の生徒さんを見ると皆さん一生懸命な姿でしたよ。

学校教育だけが生徒の姿を作るものではありません。家庭環境や家庭の教育力の方が主だと私は思っています。ここ2年あたりから、追分高校は変わってきました。良くなりましたね。

どういうことがあっても、これからの生徒さん達です。全ては経験だと思えます。今後も地域の学校として応援させて下さいね。』と…。

一言の挨拶が相手の心を動かしたのだと思います。その一言は日々の積み重ねの結果です。先生方や保護者の見ていないところでの行動こそが、教育の成果なのではないでしょうか。

地域の方が追分高校の支えとなっていることを知らせてくれた電話でした。ありがとうございました。

安平町では 9 月から申請の 受付開始を予定しています



臨時福祉給付金について

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 % へ引き上げられたことに伴い、所得の低い方々への負担の影響を緩和するための措置として、臨時福祉給付金を支給することになりました。

給付対象者は？

平成 26 年 1 月 1 日時点で安平町に住民登録し、平成 26 年度分市町村民税（均等割）が課税されていない方。（ただし、ご自身を扶養している方が課税されている場合や生活保護受給者の方は対象外となります）

給付額は？

給付対象者 1 人につき 10,000 円（次に該当する方は 5,000 円を加算）

{ 老齢基礎年金、障害基礎年金、遺族基礎年金等の受給者 }
{ 児童扶養手当、特別障害者手当等の受給者 }

申請手続は？

安平町では、9 月 1 日から 12 月 1 日までの 3 か月間で申請受付を予定しています。

支給時期は？

申請受付日から、審査と口座振り込み事務を経て、およそ 1 か月以内を予定しています。

- 注意！ -

- 受け取ることができるのは、どちらか 1 つの 1 回の給付金です。
- 申請時期や支給時期は市区町村によって異なります。
- この給付金に関して、給付を装った「振り込め詐欺」や「個人情報詐取」の被害に遭わないようご注意ください。
- ◆安平町や厚生労働省などから ATM（銀行・コンビニなどの現金自動支払機）の操作をお願いすることは、絶対にありません。
- ◆安平町や厚生労働省などが住民の皆さんの世帯構成や生年月日等の個人情報を照会することは、絶対にありません。



お知らせします 2つの給付金

子育て世帯臨時特例給付金について

平成 26 年 4 月から消費税率が 8 % へ引き上げられたことに伴い、子育て世帯の消費の下支えを図るため、児童手当を受給している方に給付金を支給することになりました。

給付対象者は？

次の 2 つの要件を満たす方。

- ①平成 26 年 1 月分の児童手当を受給
- ②平成 25 年の所得が児童手当の所得制限限度額未満
(ただし、臨時福祉給付金の対象児童、生活保護受給者の児童は対象外となります)

給付額は？

給付対象児童 1 人につき 10,000 円

申請手続は？

安平町では、9 月 1 日から 12 月 1 日までの 3 か月間で申請受付を予定しています。

支給時期は？

申請受付日から、審査と口座振り込み事務を経て、およそ 1 か月以内を予定しています。

その他

【安平町単独福祉事業】

子育て世帯臨時特例給付金のほか、安平町では給付金支給対象児童 1 人につき 5,000 円分の安平町商品券を配付いたします。

詳細につきましては、今後も広報等でお知らせして行きます。

給付金に関する問合せ 健康福祉課福祉グループ ☎2411

国民年金からのお知らせ

保険料が納め忘れの状態、万一、障害や死亡といった不慮の事態が発生すると、障害基礎年金や遺族基礎年金が受けられない場合があります。

経済的な理由等で国民年金保険料を納付することが困難な場合には、保険料の納付が免除・猶予となる制度がありますので、役場の年金窓口で手続きをしてください。

区分	該当する方・条件など	手続きに必要なもの
第1号被保険者の免除制度	申請者本人・申請者の配偶者・世帯主の前年の所得により判定されるほか、失業した場合などの理由でも免除が承認されることがあります。免除の承認期間は、7月から翌年の6月まで。前年から引続き免除の承認を希望される方、または新たに免除を希望される方は申請が必要です。 ※全額免除（失業や天災等を理由とした場合を除く）の該当者は継続申請ができます。	- 年金手帳または基礎年金番号がわかるもの - 印鑑 - 所得証明書（※） - 学生納付特例の申請をする方は在学証明書または学生証
学生納付特例制度	20歳以上の学生が申請し承認されると、保険料の納付が卒業まで猶予される制度です。（申請は毎年度必要）。学生納付特例を受けるには、大学や短大専修学校など各種学校に在学し、学生本人の前年の所得が一定以下であることが条件です。	失業などを理由とする場合は「雇用保険受給資格者証」または「離職票」 ※平成26年1月1日に安平町に住居登録がない方は前住所地から「平成26年度の所得証明書」を取り寄せてください。（申請する年度によっては、平成23年度、平成24年度、平成25年度分の所得証明書が必要です。）
若年者納付猶予制度	20歳代の第1号被保険者が申請し承認されると、保険料の納付が猶予される制度です。若年者納付猶予を受けるには、本人とその配偶者の所得が一定以下であることが条件です。	

◆平成26年度の免除等の受付は、平成26年7月1日から開始され、平成26年7月分から平成27年6月分までの期間を対象として審査をします。

なお、過去2年（2年1か月前）までさかのぼって免除申請ができるようになりましたので、複数年度の申請を希望される場合は、年度毎の申請書の提出が必要です。

窓口・問合せ 住民生活課住民サービスグループ（早来庁舎） ☎ 22 2940
健康福祉課住民サービスグループ（追分庁舎） ☎ 25 2411

国民年金保険料は納付期限までに納めましょう

日本年金機構から送られた納付書で、金融機関・郵便局・コンビニで納めることができます。また口座振替による納付には割引もあります。

後期高齢者医療制度のお知らせ

～保険証（被保険者証）の一斉更新について～

◆保険証が新しくなります

現在ご使用の保険証の有効期限が平成 26 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。

7 月中に新しい保険証を交付しますので、お手元に届きましたら、お持ちのピンク色の保険証を破棄し、黄緑色のものをご使用ください。

**新しい保険証の色は
黄緑色です**

新しい保険証の有効期限は、平成 27 年 7 月 31 日までです。
紛失したときや汚れたときは、再交付しますので役場窓口までお申し出ください。

◆減額認定証（限度額適用・標準負担額減額認定証）も新しくなります

現在ご使用の減額認定証の有効期限が平成 26 年 7 月 31 日をもって満了となるため、8 月以降は使用できなくなります。有効期限は保険証と同じ平成 27 年 7 月 31 日までです。

引き続き交付対象に該当する方は 7 月中に減額認定証を交付しますので、8 月 1 日からはお持ちの水色の減額認定証を破棄し、黄色のものをご使用ください。

**新しい減額認定証の色は
黄色です**

新たに必要となる方は、下記の交付要件に該当することをご確認のうえ、役場窓口へ申請してください。

○減額認定証の交付要件：下表の区分Ⅰまたは区分Ⅱに該当する方

区 分 Ⅱ	世帯全員が住民税非課税で区分Ⅰに該当しない方
区 分 Ⅰ	世帯全員が住民税非課税である方のうち、次のいずれかに該当する方
	①世帯全員の所得が 0 円の方 （公的年金収入のみの場合、その受給額が 80 万円以下の方）
	②老齢福祉年金を受給されている方

医療費通知の発行を希望される方へ

被保険者の皆様に健康や医療に対する理解を深めていただくために、医療費を半年ごとにまとめ、発行を希望する方を対象に医療費通知を送付しています。

なお、今回の発行は 9 月（平成 26 年 1 月～6 月の医療費を対象）に行います。

新たに発行をご希望の方は、お手数ですが、北海道後期高齢者医療広域連合または役場健康福祉課国保・介護グループへご連絡ください（電話でのご連絡だけで手続きできます）。

○すでに「発行希望」のご連絡をいただいている方には、継続して発行しますので、連絡は不要です。

○この通知を受け取られたことにより、申請等の手続きをされる必要はありません。

※この通知を確定申告書などの医療費控除の領収書の代わりとすることはできません。

- 問合せ -

北海道後期高齢者医療広域連合 ☎ 011 - 290 - 5601（札幌市中央区南 2 条西 14 丁目 国保会館 6 階）
安平町役場健康福祉課国保・介護グループ ☎ ☎ 4555

安平町職員を募集します

安平町では、下記のとおり平成 27 年 4 月 1 日採用予定の安平町職員を募集します。
申込みを希望する方は、期日までにお申し込みください。

募集職種（人員）		一般事務（若干名）
受験資格等	受験資格	・昭和 59 年 4 月 2 日以降に出生し、高等学校、専門学校、短期大学、大学を卒業し、または来春卒業見込みの方 ・普通自動車運転免許を保有している方、または採用日までに取得見込みの方
	《要件》	※採用後、安平町内に居住することが条件となります。 ※地方公務員法に規定する欠格条件に該当する方は、試験を受けることができませんのでご注意ください。（詳細は、総務課総務グループへお問い合わせください。）
試験日・内容等	試験日・会場	9 月 21 日（日） 室蘭市中小企業センター
	試験内容	大卒者試験：教養試験、論文試験 高卒者試験：教養試験、論文試験、適正試験
		※第 1 次試験は、胆振管内共同試験として実施します。 ※第 1 次試験の合格発表は、10 月上旬に直接受験者に通知します。 ※第 2 次試験以降の日程については、第 1 次試験合格者の通知の際にお知らせします。
受験手続き	受験申込書	受験申込書を総務課総務グループに直接請求するか、町ホームページからダウンロードしてください。 (URL http://www.town.abira.lg.jp/)
	提出書類等	①受験申込書（最近 6 か月以内に帽子を被っていない上半身を写したもので、本人であると確認できる写真（縦 4 cm×横 3 cm）を申込書に貼ること。） ②卒業証明書または卒業証書の写し若しくは、卒業見込み証明書 ③履歴書（町指定の様式を使用すること。なお、受験申込書と同様に写真を貼ること。） ④返信用封筒（長形 3 封筒に住所、氏名を記入し、82 円切手を貼ること。）
受付期間	7 月 7 日（月）～8 月 6 日（水） ①直接役場に持参する場合は、8 時 30 分～17 時 15 分までの平日に限り受付 ②郵送する場合は、8 月 6 日（水）の消印まで有効	

◆請求・申込み・問合せ◆

安平町役場総務課総務グループ（早来庁舎内）

〒 059 - 1595 安平町早来大町 95 番地

☎22511

平成 27 年度胆振管内町等職員採用試験の実施 【平成 27 年 4 月 1 日採用予定】

平成 27 年度 胆振東部消防組合消防職員採用資格試験

胆振東部消防組合では、下記のとおり平成 27 年 4 月 1 日採用予定の消防職員を募集します。
申込みを希望する方は、期日までにお申し込みください。

採用職種（人員）		消防職員（深夜業務を含む交代制勤務）若干名
受験資格等	受験資格	①高等学校卒業（短大卒、専門学校卒を含む。）で、平成 2 年 4 月 2 日以降に生まれた方。 ②普通自動車運転免許（A T 限定不可）を有する方、又は採用予定日までに取得できる方で、採用後、勤務署所在地に居住可能な方。 ③その他 身長 160 cm 以上、体重 50 kg 以上、胸囲・身長 の 2 分の 1 以上、視力（矯正視力を含む。）が両眼で 1.0 以上、色覚及び聴覚が正常で身体強健な方。 2 次試験受験時に健康診断書を提出。
試験日・内容等	試験方法	胆振町村会の共同試験
	試験日・会場	9 月 21 日（日） 室蘭市中小企業センター
	試験内容	第 1 次試験：高卒者は、教養試験、作文、適正試験を行います。 第 2 次試験：第 1 次試験合格者に対して面接試験を実施
	合否発表	10 月上旬（予定）、受験者本人へ通知します。 ※第 2 次試験は、第 1 次試験合格者へ合否発表時に文書通知します。
受験手続等	受験申込書	胆振東部消防組合消防本部・総務課に直接請求するか、胆振東部消防組合ホームページからダウンロードしてください。 （http://www3.ocn.ne.jp/~iburi119/top.html）
	提出書類等	・受験申込書（最近 6 か月以内に無帽の上半身を写したもので、本人であると確認できる写真（縦 4 cm・横 3 cm）を貼ること。） ・履歴書（市販の A 4 版用紙に自筆で記入し、受験申込書と同様に写真を貼ること。） ・卒業証明書及び学業成績証明書（最終学校のもの） ・自動車運転免許証の写し ・受験票送付用封筒（長形 3 号封筒に住所、氏名を記入し 82 円切手を貼ること）
受付期間	7 月 7 日（月）～8 月 6 日（水） ※直接持参の場合、8 時 30 分～17 時 15 分までの平日に限り受付。 （郵送する場合は 8 月 6 日（水）の消印まで有効）	

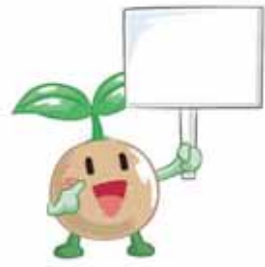
◆請求・申込み・問合せ◆

胆振東部消防組合消防本部 総務課

〒059-1604 勇払郡厚真町錦町 47 番地の 2

☎⑦7100

ていあんくんから



□ご意見（5月提案・匿名）

【みずばしう公園】の「ひらかな表記」の【回答】に
関し、再度、意見を申し上げ
ます。

1 点目。回答で述べてい
る「変更しない理由」に「庁
内会議で決定した。」とあり
ました。【庁内会議】は役場
内の会議ですね。これは役
場職員に対してだけ通用す
る理屈です。町民からの修
正提案を「変更しない理由」
にはなりません。

2 点目。植物のカナ表記
は内閣告示によって定めら
れたものです。【漢字と平仮
名】中心の日本語の文章に、
外国の地名、外国人の名前
（漢字国を除く）それに外来

語、動植物の名称を織り込
む時は、【仮名】を使うこと
が義務づけられました。そ
の結果、【カタカナ】の使用
が定着したのです。図鑑も
教科書も新聞もカタカナ表
記です。町が管理する場所
に町が命名するのですから
「カタカナ表記」が求められ
て当然です。

□回答

1 点目についてですが、
「庁内会議で決定した。」と
いうのは「変更しない理由」
ということではなく、どの
ようなプロセスを経て名称
決定したかを説明したもの
であります。

本来であれば町民の皆様
から公募等で決定すべきこ
とと思いますが、臨時交付
金を活用した冬季間の整備
となり時間的余裕がなく決
定させていただいたところ
であります。

2 点目についてですが、
提案者様のご提案にありま
したとおり植物の名称表記
については昭和21年の内閣
告示がもととなり、和名に
ついては片仮名表記とされ
ております。前回の提案後

に再検討致しましたが、交
付金で看板等を設置してい
るため変更出来ないことや、
新たな費用が掛かってしま
います。

「富岡みずばしう園」と
いう名称は「施設名称」で
あるため植物の名称表記と
は同じにならないと捉えて
おります。前回でも回答し
ましたとおり、「親しみ易さ」
や「やわらかさ」といった
バランスやイメージで決定
しております。

また、全国各地の施設名
称の中には「すずらん」や「ひ
まわり」といった平仮名表
記されているものも多数ご
ざいます。

なお、現在植栽整備して
おりますが、今後植栽しま
した植物を紹介することを
考えておりますが、その際
の表記については片仮名表
記となりますので、ご理解
賜りますようお願い申し上
げます。

【お問い合わせ】建設課土木・
公園グループ ☎2496

□ご意見（6月提案・無記名）
町内の小中学校の教職員

は町外から通勤していると
聞きました。教職員は町内
に住んでいただくようにし
てください。

□回答

ご指摘のとおり、教職員
の54%の方が町外からの通
勤者です。この内、町外に
自宅を持っている方が約半
数を占めている状況にあり
ます。教育委員会といたし
ましても、ご提案のとおり、
多くの教職員の方に居住し
ていただきたいという思い
はありますが、任命権のあ
る北海道において、「勤務地
に居住しなければならぬ」
という条件付けがなされて
いないことや、老朽化から
教職員住宅の解体を進めな
ければならないことなどか
ら、公宅への入居者は少な
い現状にあります。

反面、ここ数年で町の共
同住宅建設に係る助成等の
施策が展開され、町内のア
パートに居住する教職員数
も増加傾向にあります。

また、学校若しくは子ど
も達が学校生活を送るうえ
での安心・安全の観点から、
緊急時の迅速な対応等を考

慮し、すべての学校管理職
が近接する公宅に入居して
います。

こうしたことから、今後
も引き続き教職員への呼び
かけ等を行いながら、対応
したいと考えます。

【お問い合わせ】教育委員会
学校教育グループ

☎2083

.....
ていあんくんにご意見を
お寄せいただき、ありがと
うございます。

寄せられたご意見と回答
については、広報あびらに
掲載しているところですが、
別人になりすまして意見を
される方も見られます。

寄せられた意見や提言に
対しましては、行政に反映
できるよう務めてまいりま
すが、回答や町の考え方な
どをしつかりお伝えするた
めにも、意見を寄せられる
際には、氏名と住所、連絡
先をご記入いただきますよ
うお願いします。（総務課情
報グループ ☎2511）



日本ハムファイターズ戦ご招待！

～安平町民応援デー 100組 200名様限定

北海道日本ハムファイターズでは、8月12日（火）18時から札幌ドームで開催されるロッテ戦のC指定席に安平町にお住まいの方100組200名を無料でご招待します。みんなでファイターズを応援しましょう！！

※応募多数の場合は抽選となります。

日時：8月12日（火） 18時試合開始（vs ロッテ）

場所：札幌ドーム

◇◇◇応募要領◇◇◇

申込方法：

(1) 往復はがき

●往復はがきに観戦希望者（2人1組）の代表者の①住所②氏名③年齢④性別⑤電話番号⑥ファイターズクラブ会員番号（会員の方のみ）⑦昨年の札幌ドームでの観戦回数⑧応援デーの情報入手方法（広報・告知ポスター・その他）、および宛先（返信はがき）をご記入のうえ、下記までお送りください。

(2) 球団 Web(PC・携帯)

●PCの場合：www.fighters.co.jp/kansen にアクセスし、申込フォームに所定事項をご入力ください。

●携帯の場合：www.fighters.co.jp/kansen のアドレス、もしくは右のQRコードよりアクセスし、申込フォームに所定事項をご入力ください。



当選通知：往復はがきで申込みされた方に対しては返信はがきで、球団 Web で申込みされた方に対してはメールで通知します。

申込期間：7月7日（月）～7月22日（火） 当日到着分まで有効

※期間前のお申し込みは無効となりますのでご了承ください

申込み・問合せ：〒062-8655 札幌市豊平区羊ヶ丘1番地

株式会社 北海道日本ハムファイターズ 「安平町民応援デー係」

☎ 011 - 857 - 3939

その他：当選者の方で上位席種（S指定席・A指定席等）をご希望される場合は、試合日当日にチケット引き換え場所にてアップグレード（有料・席数限定）も受付いたします。

また、ご応募いただきました個人情報とは北海道日本ハムファイターズが適切に管理し、本件を含むチケット関連のDM・アンケート等による案内以外には利用されません。



小・中学生の医療費助成を拡大します

「乳幼児等医療費」改め

8月1日から「子ども医療費」へ

平成 26 年 8 月 1 日から乳幼児・重度心身障害者・ひとり親家庭の医療費助成の対象範囲が拡大となり、すべての小・中学生の保険診療に係る医療費自己負担金を助成します。

制度の名称 対 象	平成 26 年 7 月 31 日まで	平成 26 年 8 月 1 日から
	乳幼児等医療費	子ども医療費
未就学児童	初診時一部負担（医科 580 円・歯科 510 円）	
小・中学生	入院のみ 初診時一部負担	初診時一部負担 （医科 580 円・歯科 510 円）



※重度心身障害・ひとり親家庭医療の助成を受けている小・中学生の助成も拡大になります。

各受給者の詳細や手続方法は以下のとおりです。

乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方	
◎小・中学生の入院・通院（医科・歯科・調剤）の医療費を助成 ☆すべての小・中学生の保険診療に係る医療機関ごとの 1 か月の医療費自己負担額は下記のとおりです。	
初診時負担	1 件につき医科 580 円・歯科 510 円
再診時	無料

※乳幼児等医療費受給者証が使用できるのは、安平町・苫小牧市・千歳市・厚真町・むかわ町・白老町の医療機関及び北海道子ども総合医療・療育センターです。

上記以外の医療機関を受診したときは、一度医療費を支払っていただき、後日役場で払い戻しの手続きを行ってください。

※現在、乳幼児等医療費受給者証をお持ちの方は原則手続き不要です。

※受給者証をお持ちでない方、平成 26 年 1 月 2 日以降に安平町へ転入された方は、下記の申請手続きが必要となります。

重度心身障害者・ひとり親家庭等医療受給者証をお持ちの方	
☆重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者証をお持ちの小・中学生の保険診療に係る医療機関ごとの 1 か月の医療費自己負担額は下記のとおりです。	
初診時負担	1 件につき医科 580 円・歯科 510 円
再診時	無料

・重度心身障害者・ひとり親家庭等医療費受給者の方は原則手続きが不要です

※平成 26 年 1 月 2 日以降転入された方は、下記の申請手続きが必要となります。

受給者証が使えない場合

通っている学校、幼稚園、子ども園などでケガなどをしたときは、(独)日本スポーツ振興センター災害共済の給付の対象となる場合は、医療機関では受給者証を提示せず受診してください。

災害共済給付制度の内容につきましても、通っている学校など、または安平町教育委員会学校教育グループ(☎2083)へお問い合わせください。

申請・手続きについて

手続きが必要と思われる方には7月上旬に直接通知しますが、通知がなかった場合についても役場窓口で手続きをされるようお願いします。

対象要件

①安平町に住所を有している方
②社会保険や国民健康保険などの健康保険に加入している方
③主たる生計維持者の所得が、町の定める金額を超えないこと

必要書類等

①受給者となる方の健康保険証②印鑑(認印可)③課税証明書(平成26年1月2日以降に安平町へ転入された方のみ)

※前住所地から取り寄せていただき、申請の際にお持ちください。

申請窓口

・健康福祉課国保・介護グループ(追分庁舎)
・住民生活課住民サービスグループ(早来庁舎)

※どちらでも手続きができます。

申請期日

8月1日から新しい受給者証を使用するためには、7月18日までに申請手続きが必要です。手続きをされた方、現在受給者証をお持ちの方には、8月1日に間に合うように郵送します。

※期日を過ぎて手続きされた場合は、8月2日以降の郵送となる場合があります。

新しい受給者証の適用日

8月1日(金)
問合せ 健康福祉課国保・介護グループ ☎254555

お知らせ

住宅建設奨励助成金が拡大されました

これまで町内3か所の分譲地(ラ・ラ・タウンおいわけ、若草団地、アイリスタウン)において町と土地購入売買契約を行い、住宅を建設した方へ該当奨励助成金を支給していましたが、今年7月から町内の分譲地以外で自己が居住するための住宅を建設した場合にも奨励助成金が支給されることとなりました。

対象となるのは、不動産登記における登記原因の日付が平成26年4月1日以降の住宅が適用となります。

※従来の町分譲地で、町と土地売買契約を結び住宅を建設した方への奨励助成金の支給については、次のとおり一部安平町商品券での支給となります。

【分譲地における住宅建設奨励助成金】

①住宅建設奨励助成金
・安平町商品券 20万円分

②転入奨励助成金
・安平町商品券 20万円分
③転校準備助成金
・現金 10万円

助成金の支給については、申請及び添付書類の提出が必要となりますので、左記にお問い合わせください。

問合せ まちづくり推進課

☎2514

住宅建設奨励助成金(拡大分のみ)		
助成金名	対象	支給額
住宅建設奨励助成金	自己が居住する住宅を建設した方	商品券 10万円分
転入奨励助成金	上記に該当し、町外から転入する世帯へ	商品券 10万円分
転校準備金	上記に該当し、世帯に町内の小・中学校へ転校されるお子様がいます方へ	現金 10万円



街中拠点施設活用団体を支援します

街中拠点施設を活用し、人々の集いや交流の場をつくることを目的に取り組む事業(行事)を行う団体へ、町予算の範囲内で事業費の助成をします。

対象者 町内に事業所等をもつ法人又は団体(法人格の無い団体はこの代表者)

対象事業 団体自らが企画実施する催しのうち「まち・あいステーションラピア」または「ふれあいセンターいぶき」などを活用し、コミュニケーション活性化、街中に人々を集める催しもの及びにぎわい創出を促す行事等(ただし、構成員の飲食経費は含みません)。

助成額 下限を1万円、上限を3万円

募集期間 7月7日～31日
問合せ まちづくり推進課

☎2514

住宅用太陽光発電シ

ステム設置補助金

町では、環境への負荷の少ない太陽光エネルギーを利用した住宅用太陽光発電システムを設置する方へ設置費用の一部を補助する事業を実施しています。

補助金の申請総額が予算枠に達した時点で受付終了となりますので、設置をお考えの方はお問い合わせください。

対象者
・安平町に住所を有する方
・安平町に転入予定の方

補助金額
対象システムの発電最大出力の合計値に1キロワットあたり3万5千円を乗じた額（上限14万円）

申請期間

7月1日(火)から随時受け付けています。

問合せ 住民生活課

☎ 22 2940

交通規制のお知らせ

公共工事の実施に伴い交通規制が行われていますので、付近を通行される際は、現場

の指示に従ってください。

工事期間中は、何かとご不便ご迷惑をおかけしますが、ご理解とご協力をお願いします。

【安平地区下水道工事】

規制場所 安平50番地1地先から安平88番地地先（道道瑞穂安平停車場線）

規制方法 片側交互通行及び

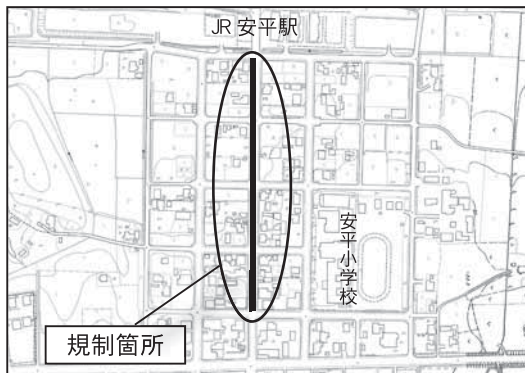
通行止め

規制期間 10月30日まで

施工業者 株阿部土建

問合せ 水道課下水道グループ

☎ 22 2730



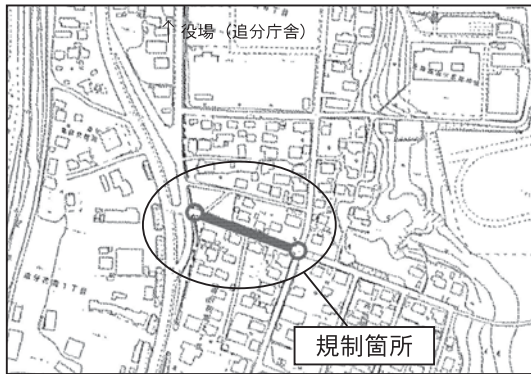
【道路改良舗装工事】
規制場所 追分花園2丁目23番地地先（花園1号線）

規制方法 通行止め

施工業者 株渡辺建設

問合せ 建設課土木・公園グループ

☎ 25 2496



太陽の園発達援助センター 巡回相談

お子さんの性格・社会性発達全般について相談ができます。既に外来を受診している方は対象となりません。

日時 8月12日(火)10時～15時

場所 ぬくもりセンター

相談員 臨床心理士

申込期日 7月25日(金)

申込み・問合せ 教育委員会

子育て支援グループ

☎ 25 2083

平成26年度危険物取扱者・ 消防設備士試験

次のとおり、平成26年度危険物取扱者及び消防設備士試験を行います。

詳細は、消防試験研究センターホームページ (<http://www.shoubo-shiken.or.jp>) をご覧になるか、左記にお問い合わせください。

試験日 8月31日(日)

▼11月、2月にも試験を実施します。

試験の種類

・危険物取扱者（乙種第1～6類）

・消防設備士（甲種特類、甲種第1～5類、乙種第1～7類）

申請受付期間

・書面 7月22日～29日

・電子 7月19日～26日

（手数料のかからない、電子申請をご利用ください。）

試験地 札幌市・苫小牧市他

※消防設備士甲種（特類）は、札幌会場のみ

問合せ 胆振東部消防組合消防署安平支署

追分出張所 ☎ 22 2074

☎ 25 2119

☎ 25 2119

☎ 25 2119

☎ 25 2119

☎ 25 2119

☎ 25 2119

☎ 25 2119

☎ 25 2119

☎ 25 2119

一人で悩みを抱えずに、お気軽にご相談下さい。

むらやま法律事務所

相談内容／借金・過払金請求・労働問題・離婚・相続・交通事故 その他

借金・過払金請求に関する相談は **無料**

弁護士 邨山(むらやま) 達哉

TEL 0144-31-4750

受付時間 月～金/9:30～17:00(予約制) ※祝日は除きます
苫小牧 むらやま 検索 目 (詳しくはHPをご覧ください)

3階 むらやま法律事務所



広告欄

あなたの
悩みに

コタエを
出します

●離婚 (45分)

●多重債務 (30分)

●交通事故 (30分)

●雇用トラブル (30分)

※その他相談は有料のご案内となります。

相談無料

相談予約
ダイヤル

0144-35-8373

平日 10:00～16:00 (12:00～13:00を除く)

札幌弁護士会 苫小牧法律相談センター

広告欄

快適で安全・安心な住環境を求める方を支援します

住宅リフォーム助成はじめます

町では、町民の皆さんとこれから安平町に移住される方が、自ら所有している住宅のリフォームを行う場合の費用の一部を助成する制度を創設しました。

支援の概要は下記のとおりです。ご不明な点はお問い合わせください。

申込み期間 7月8日（火）～11月14日（金）

支 援 概 要

助成額

- ・助成対象工事費の合計（税含む）が10万円以上のリフォームに、原則2分の1（最高150万円）
- ・18歳以下のお子様の人数によって助成額を加算（上限あり）

対象住宅

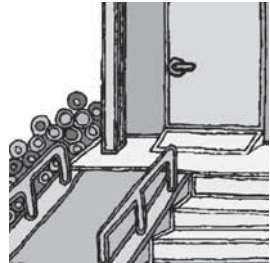
- ◇町内にある専用・併用住宅
- ◇新築後10年を経過している住宅
- ◇建築基準法等を遵守した住宅
- ◇町内の業者がリフォームする住宅

対象者

- ◆町内に住所を有する方、または安平町に移住をされる方
- ◆5年以上居住することを確認される方、町税等を滞納していない方
- ◆暴力団等に属していない方

対象工事

- バリアフリー改修工事（通路幅の拡幅、浴室・トイレ改良、段差解消など）
- 耐震補強工事（昭和56年5月31日以前に着工された住宅）
- 安平町が定める基準以上の断熱・省エネ改修工事



助成対象とならない工事

- ・単なる屋根・壁の塗装や張替え
- ・住宅の新築・購入（中古も含む）、単なる解体工事、外構（庭、塀など）工事、物置や車庫の新築・改築、機械設備（給湯ボイラー、エアコン等）、設計費、工事監理費
- ・ストーブ、家具、カーテン、じゅうたんなどの購入、交換
- ・その他の助成金、補助金等交付を受けた工事に要した費用

申込み・問合せ 施設課 施設グループ ☎2516

広告欄

NPO 法人 ココ・カラ
ココロもカラダも幸せな時間

会員募集中

NPO法人ココ・カラは「おいしい講習会」等を開催し地元の食材を活用した料理講習会を行う事で、安平町の農産物を紹介し、人と人とのつながりを広げる場を作りたいと思っています。活動と一緒に参加してくれる方を募集しています。

連絡・問合せ先 FAX 0145-23-2474（内藤）
電話 090-6261-7994（前田）
メール npo.cococala@gmail.com

ぬくもりの湯『スタンプ2倍デー』

毎週木曜日は『シルバーデー』

◇70歳以上の方が対象です。

（年齢が確認できるものをお持ちください。）

毎月22日は『夫婦の日』

◇ご夫婦そろってお越しください。

毎月26日は『風呂の日』

※22日・26日が火曜日の場合は翌日

※スタンプ2倍の条件が重複する場合でも、2倍です。



高齢者スポーツ大会参加者を募集しています

町内に居住されている 60 歳以上の方なら、どなたでもご参加いただけます。

日 時 7 月 29 日 (火) 10 時～15 時

場 所 早来小学校体育館

内 容 軽スポーツ

申込期限 7 月 11 日(金)までに下記へお申込みください。

その他

- ・送迎バスを用意していますので、時間、乗り場は申込み時にご確認ください。
- ・参加者には昼食を用意します。
- ・上靴を持参し、動きやすい服装でご参加ください。
- ・老人クラブ加入の方は、各老人クラブを通じ申し込んでください。

申込み・問合せ 安平町社会福祉協議会 本所 ☎ 23061・追分支所 ☎ 2263

主 催 安平町高齢者いきいき事業実行委員会



ぬくもりの湯イベント開催

◆◆◆早く来ればいいことあるかも抽選会のお知らせ◆◆◆

7 月 5 日から 8 月 31 日までの土・日とお盆期間中 (8 月 11 日、13 日、14 日、15 日) は、ぬくもりの湯利用者様 (先着 50 名) を対象に抽選会を実施します。

※ 8 月 12 日 (火) は定休日です。

当りは 1 日 10 本!

スタンプ 1 個と下記のメニューから 1 点お選びいただけます。

ノンアルコールビール・かき氷・ソフトクリーム

アイスコーヒー・レインボーゼリー



問合せ ぬくもりの湯 ☎ 2968 (営業時間 11 時～22 時/定休日 第 2・4 火曜日)

苫小牧市医師会休日当番実施医療機関 (診療時間 9 時～17 時)

7 月 (内科)	7 月 (外科)
13 日 吉川医院 表町 5 (34) 4565	13 日 同樹会苫小牧病院 新中野町 3 (36) 1221
20 日 すがわら内科呼吸器科 しらかば町 1 (76) 7011	20 日 苫小牧日翔病院 矢代町 2 (72) 7000
21 日 合田内科小児科医院 音羽町 2 (33) 9208	21 日 苫小牧泌尿器科・循環器内科 明野新町 2 (57) 0455
27 日 さくらファミリークリニック 東開町 3 (55) 6526	27 日 アーク整形外科クリニック ときわ町 3 (68) 6111
8 月 (外科)	8 月 (外科)
3 日 とまこまい北星クリニック 拓勇東町 4 (57) 8000	3 日 にっしん泌尿器科クリニック 日新町 2 (71) 1100
10 日 横山内科消化器科 川沿町 4 (74) 0011	10 日 同樹会苫小牧病院 新中野町 3 (36) 1221

苫小牧夜間休日急病センター

(苫小牧市旭町 2 丁目) ☎ 0144(35) 0001

科 目 内科・小児科

診療時間 平日：19 時～翌朝 7 時 土曜：14 時～翌朝 7 時

日曜・祝日・年末年始 (12/31～1/3)：9 時～翌朝 7 時



戸籍の窓口から

※戸籍の窓口で掲載の確認ができた方を掲載しています。

○お誕生おめでとうございます

畑田幸之介ちゃん（男・正宏）5/20 追分白樺
辻 創二朗ちゃん（男・哲正）5/20 早来富岡
大塚 武ちゃん（男・陽介）5/21 遠浅
村山心咲ちゃん（女・竜太）5/26 追分本町
今野 玲ちゃん（男・瑞希）6/8 早来北進
武田心晴ちゃん（女・雅彦）6/9 追分白樺
武田陽莉ちゃん（女・雅彦）6/9 追分白樺

○ご結婚おめでとうございます

阿部智大さん（早来北町）
白井綾乃さん（苫小牧市）

○お悔やみ申し上げます

藤田春治さん(84) 早来栄町 5/30
小林カツ工さん(61) 安平 5/31
原子トキ子さん(82) 追分緑が丘 6/1
鈴木順子さん(85) 早来富岡 6/11
寺島はるさん(101) 追分緑が丘 6/14
井上藤男さん(84) 追分向陽 6/17
多田政昭さん(71) 早来大町 6/22

善意（5月20日～6月20日受付分）

早来・追分公民館図書室へ
図書（ようこそ花の夕張岳へⅡ）
・秦野公彦さん（追分若草）

社会福祉協議会へ

篤志寄付
・時崎義光さん（追分弥生）
・フリーマーケット連絡会
・青葉町内会婦人部えこっと
「広報あびら6月号」点訳
・安平町点訳赤十字奉仕団

職員人事（6月30日付）

退職 島田和美（教育委員会子育て支援グループ主査保育士）

マチの人口・世帯

総人口 8,636人（－17）
男性 4,271人（－12）
女性 4,365人（－5）
世帯数 4,278世帯（－3）
（平成26年6月30日現在）

交通事故死 ゼロ運動

平成26年6月30日現在 1,334日

第16回おいわけアサヒメロンカップ パークゴルフ大会

子どもからお年寄りまで楽しめるパークゴルフ
で交流を深めませんか？

日時 7月27日(日) 受付7時から(開会8時)
場所 安平山パークゴルフ場(追分豊栄)
競技方法 54Hストロークプレイ
参加料 1人2,500円(弁当・参加賞付)
申込期限 7月14日(月)

※上記期限までに参加料を添えて下記にお申し込みください。なお、当日不参加となった場合でも、参加料は返金いたしませんので、ご了承ください。

申込み・問合せ

早来地区（伊山） ☎ 4880
追分地区（田中） ☎ 080-1893-4216
安平山パークゴルフ場 ☎ 090-8898-1329

主催 おいわけアサヒメロンカップ実行委員会

【室蘭地方気象台発】気象台からの防災メモ

台風



台風によって引き起こされる災害は、暴風、大雨、高潮、高波などの現象が単独で起こるだけではなく、多くの場合、複合して大きな被害をもたらします。

台風の接近が予想されるときは、増水した河川、がけ崩れの危険のある場所、高波が打ち寄せる海岸など、危険な場所には絶対に近づかないようにするとともに、暴風による飛散物や倒木にも警戒してください。

また、避難場所の確認、非常食や飲料水などの準備も重要です。

問合せ 室蘭地方気象台防災業務課
☎ 0143-224249



次回町広報配布日は

広報笑顔（スマイル）7月号 7月22日(火)
広報あびら8月号 8月5日(火)
町ホームページでもご覧いただけます。

安平町ホームページ

検索

総務課情報グループ ☎ 2511

公営住宅・特公賃住宅・町営住宅の入居者募集は、広報笑顔（スマイル）をご覧ください。

元気に 大きく な～れ！



秋田^{ななみ}菜々美ちゃんと
お母さんの澄栄さん
(早来富岡)



丸岡^{ゆずは}柚葉ちゃんと
お母さんの真美さん
(早来栄町)



丸岡^{りく}稜空くんと
お母さんの育代さん
(早来栄町)

CHILD
&
MOTHER

※広報紙に掲載した写真を無料で提供していますので、ご希望の方は総務課情報グループ(☎2511)へご連絡ください。

なお、第三者の方へは提供できませんので、ご了承ください。

編集後記

6月下旬ころからやっと、暑い日差しと爽やかな風を感じられる様になってきましたね。屋外で活動される際は、日焼け等の対策をしっかりと夏を楽しみましょう。

今月末には、学生にとって待ち遠しい夏休みが控えています。楽しく充実した夏休みを送るためにも、しっかりとした準備を進めていきたいですね。(K)

6月の定例議会で今年度の町政方針が示され、今月号の発行と合わせて町民の皆さんの手元にお届けしています。

その中で使用している写真を撮るために、いざ議場へ。傍聴席から議会の様子を肌で感じてきました。

広報あびらも100号を迎えました。今後も気を引き締めて取り組みたいと思います。(K)